

VI 関 係 資 料

「島根県雇用対策計画」の概要

趣 旨

「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現に向けて、地域産業で必要とされる人材の確保・育成・定着を進めるため、「島根創生計画」を踏まえ、取り組む事業を体系的にとりまとめて策定する。

背 景

- ・少子高齢化による生産年齢人口減少
- ・若年者の進学・就職による県外流出
- ・県内外企業の採用意欲の高まり、県内有効求人倍率が3年以上1.5倍を超えている
- ・新卒者の就職後3年以内の離職率が高止まり

課 題

- ・企業の求人増加に伴う人材不足対策
- ・若年者の県内就職促進
- ・生産年齢人口減少に対応した、女性・高齢者・障がい者等の多様な人材の県内就職促進
- ・魅力ある職場環境整備と就業者の定着支援

基本的な方向

- 1 多様な就業の支援
- 2 働きやすい職場づくり
- 3 地域産業が必要とする人材の育成

施策の方向性

1. 多様な就業の支援

(1) 若者の県内就職の促進

① 島根を愛する人づくり

◆ 主な取組

- ・「地域協働スクール」の実現
- ・地域資源を活用した特色ある教育の推進
- ・島根を愛する多様な人づくり
- ・高大連携の推進
- ・県内高等教育機関での地域を担う人づくり

② 高校生・専修学校生・大学生等の県内就職の促進

◆ 共通の取組

- ・生徒・学生・保護者・教員への情報発信、企業との交流機会の提供
- ・企業の情報発信力の強化

◆ 専修学校、大学等の取組

- ・多様な情報の発信
- ・インターンシップの実施
- ・外国人留学生の県内就職の促進

◆ 県内大学等の取組

- ・県内大学と企業、県等がコンソーシアムを設立し、県内学生の県内就職を促進

③ 若年女性の県内就職の促進

◆ 主な取組

- ・若年女性向け情報発信の強化

(2) 女性、高齢者、障がい者等の県内就職促進

◆ 主な取組

- ・女性の多様な働き方を促進
- ・高齢者の地域での活躍促進
- ・障がい者が活躍できる就労の促進
- ・若年無業者等に対する就業支援
- ・社会人のUターン人材の確保を促進
- ・外国人を雇用する事業者等への支援

2. 働きやすい職場づくり

(1) 魅力ある職場環境の整備と人材の定着支援

◆ 主な取組

- ・魅力ある職場づくりに取り組む企業等への支援
- ・人材育成等の支援
- ・多様な働き方を選択、実現できる職場づくりを支援
- ・労働者への相談対応等

(2) 在職者のスキルアップ支援

◆ 主な取組

- ・研修等機会の充実、技能の振興

3. 地域産業が必要とする人材の育成

(1) 若者の職業能力開発等(キャリア教育支援)

① 教育機関でのキャリア教育・人材育成

◆ 主な取組: 1(1)①の取組

② 高等技術校等での人材育成

◆ 主な取組

- ・職業能力開発施設における職業訓練
- ・高等技術校等を活用した職業・技術教育の実施

③ 技能の習得促進

◆ 主な取組

- ・学校在学中の技能検定、競技会への参加促進

(2) 社会人リカレント教育・訓練の推進

◆ 主な取組: 大学等で行う専門職員向けリカレント講座

(3) 求職者の職業能力開発を通じた就職促進

◆ 主な取組: 施設内訓練、委託訓練

(4) 障がい者の職業能力開発

◆ 主な取組: 施設内訓練、委託訓練

(5) 伝統技能の継承

◆ 主な取組: 島根の職人育成、職人技活用促進



産業別の取組 人材確保

① 製造業

理工系大学等との連携による人材確保とものづくり産業の専門人材の育成

② ソフト系IT産業

将来を担うIT人材の段階的な育成と県外IT人材の確保

③ 観光関連産業

職業訓練や研修による観光関連産業の人材確保・育成と観光関連事業者の職場改善

④ 建設産業

建設業の魅力発信による人材確保・定着と女性の活躍推進、新技術導入への対応

⑤ 農林水産業

＜農業＞農林大学校の機能拡充、経営サポート等により担い手を確保

＜林業＞農林大学校の教育内容充実・定員増、就労環境の改善等により担い手を確保・育成

＜水産業＞新規就業者への研修、技術のレベルアップ等による経営の安定化により人材を確保

⑥ 医療・福祉・介護分野

＜医療＞看護職員の養成・確保・定着の推進と質の向上

＜福祉＞保育士の確保・定着支援、保育所等の環境改善

＜介護＞介護職のイメージアップ、多様な人材の確保、資格取得や介護ロボット導入等による定着支援

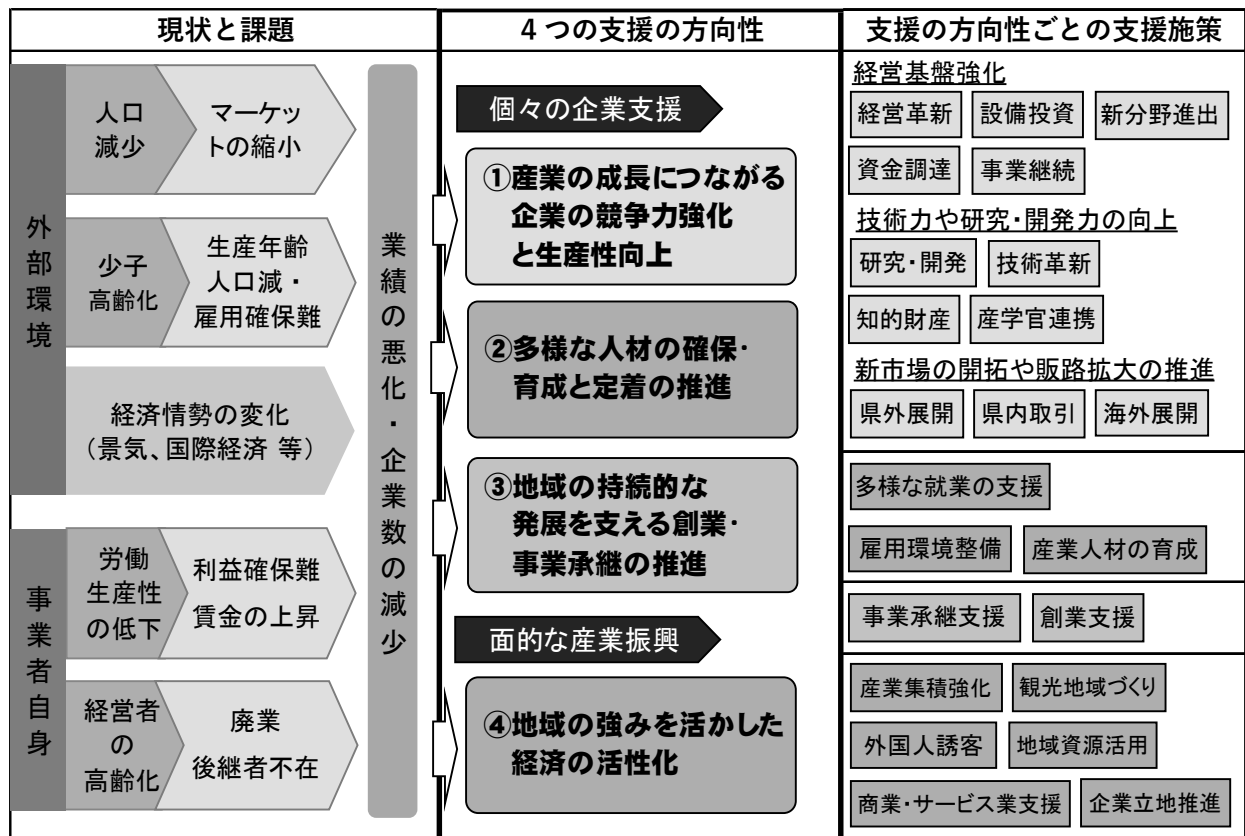
島根県中小企業・小規模企業振興基本計画(令和2年度～6年度)の概要

■ 県内の中小企業は、全企業数の99.9%、従業員数の92.5%(平成28年経済センサス)を占め、**県内の経済と雇用の中心的な担い手**であるとともに、**地域社会を支え、県民生活の向上に貢献している重要な存在**

■ 平成27年12月に制定された**島根県中小企業・小規模企業振興条例**に基づき、中小企業・小規模企業に関する**施策の総合的かつ計画的な推進を図るため本計画を策定**

■ 県では、中小企業・小規模企業を取り巻く環境を踏まえ、次の**4つの支援の方向性**のもと、企業の自律的な経営の**確立と持続・成長・発展に向けた支援を展開**

1. 島根県中小企業・小規模企業振興基本計画のイメージ図



☆支援する上での配慮事項

- ・ 小規模企業への対応
- ・ 中山間地域・離島地域への対応
- ・ 官公需の対応

各施策は、**条例第11条**に掲げられた**13の基本方針**に整合

2. 特に力を入れる支援のポイント(令和2年度～)

近年の中小企業・小規模企業を取り巻く環境は、年々目まぐるしく変化するため、当計画では、**短期(1～2年程度)での支援のポイントを設定し、その時々合った中小企業の課題に柔軟に対応**

コロナ禍の影響に対応するため、「**第三者承継の支援**」及び「**事業再構築に向けた支援**」を追加(令和3年度～)、さらにデジタル化を加速させるため「**デジタル化の推進に向けた支援**」を追加(令和4年度～)

①生産性向上に向けた支援(R2～)	②人手不足への対応支援(R2～)	③事業承継の支援(R2～)	④事業再構築に向けた支援(R3～)
新商品開発による事業拡大や設備投資による業務改善などの取組を、経営・技術・販路・人材育成の総合的な支援施策により支援	若者の県内就職や、女性、高齢者、障がい者、外国人など多様な人材の就業・活躍、職場環境の改善による定着等を促進	経営者に対する啓発から、案件の掘り起こし、後継者の確保、事業承継計画の策定、フォローアップまで、円滑な事業承継を支援	新型コロナウイルスに対応した事業への転換や、既存事業から異分野への進出などを図る取組を支援
デジタル化の推進に向けた支援(R4～)		第三者承継の支援(R3～)	
デジタル化推進に向けて経営者の意識改革、人材育成、設備投資等を支援		事業統合等の第三者承継の支援を強化し、地域経済の維持・継続を図る	

島根県未来投資促進基本計画の概要

島根県未来投資促進基本計画は、未来投資促進法（「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（平成19年法律第40号））に基づき、本県の特長・強みである「機械金属関連産業」、「電気・電子関連産業」、「食品関連産業」、「木材・住宅関連産業」、「繊維・医療関連製造業等」、「情報関連産業」、「ヘルスケア関連産業」、「観光関連産業」において成長性の高い新産業への参入や生産性の向上による付加価値の創出を促し、地域経済への波及効果をもたらす取り組みを支援するため、県、関係市町村、学術機関、経済団体、産業支援機関が一体となって推進していくための基本的な方向や方策を示したもの。同法に基づき県内市町村と連名で次の2つの基本計画を策定し、平成29年9月29日に国の同意を受けた。

島根県未来投資促進基本計画（成長ものづくり、第4次産業革命、ヘルスケア）概要

計画のポイント

島根県には、高い機械金属加工技術等を伴った製造業が集積しており、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに生産性改革を進め、質の高い雇用の創出を行う。また、それらが小売・サービス等他の産業に高い経済的波及効果をもたらすよう地域内における好循環の形成を目指す。

促進区域

島根県全域（島根県松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町）

経済的効果の目標

1件当たりの平均0.8億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を計画期間に35件創出し、これらの事業が促進区域で1.3倍の波及効果を与え、促進区域で36.4億円の付加価値を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

- 【要件1：地域の特性を活用すること（①～⑦のいずれか）】
- ①島根県の機械金属関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
 - ②島根県の電気・電子関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
 - ③島根県の食品関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
 - ④島根県の木材・住宅関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
 - ⑤島根県のパルプ、繊維、医療関連製造業等の固有技術を活用した成長ものづくり分野
 - ⑥島根県の情報関連産業の集積を活用した第4次産業革命分野
 - ⑦島根県の高齢者や従業者の健康に関する情報を活用したヘルスケア分野

- 【要件2：高い付加価値を創出すること】
- ・付加価値増加分：3,029万円超

- 【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】
- 売上げ：5%増加
 - 取引額：5%増加
 - 雇用者数：4%もしくは5人増加
 - 雇用者給与等支給額：13%もしくは150万円増加

制度・事業環境の整備

- ・不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設
- ・情報処理の促進のための環境の整備、事業者からの事業環境整備の提案への対応 等

地域経済牽引支援機関

（公財）しまね産業振興財団、島根大学、島根県立大学、松江工業高等専門学校

計画期間

計画同意の日から「令和5年度末日」又は「新基本計画の同意の日の前日」のいずれか早い日まで

島根県未来投資促進基本計画（観光）概要

計画のポイント

観光客のニーズに対応した新しいサービスの創出や、施設・設備の新設やリニューアルを促進することにより、当該事業所の売上額と従業員給与など付加価値額の増加だけでなく、地域全体への観光客の増加などによる幅広い産業への経済波及効果により継続的な地域内経済の好循環を目指す。

促進区域

島根県全域（島根県松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町）

経済的効果の目標

1件当たりの平均3,029万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を計画期間に11件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.5倍の波及効果を与え、促進区域で5億円の付加価値を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

- 【要件1：地域の特性を活用すること（①～③のいずれか）】
- ①島根の古き良き歴史・文化、豊かな自然などの観光資源を活用した観光
 - ②世界ジオパークなど魅力ある隠岐諸島の観光資源を活用した観光
 - ③「緑の道～山陰～」の形成に向けた日本の原風景や自然体験などの観光資源を活用したインバウンド

- 【要件2：高い付加価値を創出すること】
- ・付加価値増加分：3,029万円超

- 【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】
- 売上げ：3%増加
 - 付加価値額：9%増加

制度・事業環境の整備

- ・不動産取得税、固定資産税（島根県）の減免措置の創設
- ・オープンデータの公開・活用の推進、島根県庁商工労働部内の相談窓口設置

地域経済牽引支援機関

公益財団法人しまね産業振興財団、公益社団法人島根県観光連盟、山陰インバウンド機構、島根大学、島根県立大学、松江高専

計画期間

計画同意の日から「令和5年度末日」又は「新基本計画の同意の日の前日」のいずれか早い日まで

